	,	٠.		
1		1		
/		``\		
!	巫,⊅云C⊓	1		

敷押釆巳	
金年番り	

徴 収 の 猶 予 申 請 書

四街道市長	揺	災害等による徴収の猶予の場合は「第1項」と記入してください			
		徴収金の確定の遅延による徴収の猶予の場合は、「第2項」と記り			
地方税法第15条の2第	項の規定により、じ	してください。			

地人	/忧伝先1	5条の2第	頃の現	たにより、と	してください。								
(在 所 (所在地) (市在地) (市在地) (市在地) (電話番号 043(421)2111 (携帯電話 043(421)2111					申請年月日		令和2年4月20日						
請者	氏 名								日付印				
有	(名 称) 四街道市税株式会社				市整理	申請	李 番号						
ľ	個人番号 (法人番号)				欄	処理年	 手月日						
	年度	ŧ		納期限	本	税	延滞金		滞納処分	費	備考		
納付	R2		資産税 計画税	R2 • 4 •	R2 · 4 · 30		法律による金額 円		法律による金額	頁円			
すべ				•	•	,		"		II			
き市税				•	及	対けすべきずび財産目録 しました会	に言	己載の「	現在納	付可能資金			
								全額を記入してください。					
•			「税のうち、役 けようとする金			120,000		,,	0	"	0		
猶	予該当												
事多	ミの詳細				猶予該当事実の詳細等の記入例>								
									<u> </u>				
	寺に納付 ることが			別紙	【 参照								
で	きない				・シ灬 野下該当事実の	詳細等の	記	入例>					
事情	青の詳細								—ر				
	1			1	I				1				
	年	月日	納付	金額	年月日	納付	金額	Ĭ	年	月日	ň	納付金額	
納	令和2年	F5月31日 	10	0,000 円	令和2年9月30日	1	0,00	00 円	42.4	回は「+st します。	正滞金	اعل:	円
付計画	令和2年	F6月30日	10	0,000 円	令和2年10月31日	1	.0,000 円		l	T 2/120 H	Δ	10,000	円
	令和2年7月31日		10	0,000 円	000 円 🕅 別紙参照					10,000	円		
令和2年		₣8月31日	10,000 円 令 <猶予期間について		>	J	令和3年	年4月30日	V	10,000 + 延			
	猶予期	明間		令	和2年5月1日 か	ら 令和3	年4	月30	日まて	: 12月	間		
Į.m	/n] 有	担保財産の		例:猶予を受けよ	うとする金	額力	1005	 万円を起	 翌えないた	<u></u>		
担	保 🔽	3 無	提供できな 事情	v \特別(/)	(※別紙<担保等								
]								

別紙<申請書類について>を参照の うえ、添付する書類に☑を入れてくだ さい。

	添付する書類欄					
V	猶予該当事実証明書類		収支の明細書		財産目録	
\square	財産収支状況書		担保関係書類			

<猶予該当事実の詳細等の記入例>

猶予該当事実の種類	猶予該当事実の詳細	一時に納付することができない事情の詳細
災害等	令和○年○月○日、台風●号により店舗が床上 浸水となった。そのため、店舗の修理が必要と なった。	店舗の床上浸水のため修理を行った。その修理 費用のための費用として〇〇万円を要した。
病気·負傷	令和○年○月○日に交通事故に遭い、3か月間 ●●病院に入院し、現在も通院中である。	●●病院に入院費及び医療費として令和○年9 月からから12月までの間に98万円を支払った。 ××保険から保険金として30万円を受け取って いるため、差引金額の68万円の支出があった。
事業の休廃止	近隣に同業者が出店した令和〇年〇月以降、 売上が60%減少した。同年12月に従業員全員 を解雇し、自店を閉店、廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失100万円及び解雇した従業員に退職金150万円を支払、合計250万円の支出があった。
事業上の著しい損失	令和○年3月期は200万円の利益があったが、 当社製品の原料である●●の仕入価格が高騰 したことにより、9月期は150万円の損失となっ た。	令和〇年9月期の損失のうち、令和〇年3月期の利益額である200万円の2分の1を超える50万円が、猶予該当事実があったことによる損失である。
本来の納期限から 1年を経過した後 に納付すべき市税 が確定した場合	記入不要	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円であり、残額25万円については一時に納付することができない。

<猶予期間について>

猶予期間の開始日は、通常は申請書を提出する日ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。 なお、猶予期間の最終日は、納付計画上の最終回の納付年月日です。

- (1)申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日
- (2)災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日

<担保等について>

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がない場合には「無」 にチェック(☑)を入れます。

※猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「無」にチェック(☑)を入れます。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含む)が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情(地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産(※)がないなど)がある場合
 - ※ 担保として提供できる財産の種類
 - (1)国債及び地方債
 - (2)社債その他の有価証券で四街道市長が確実と認めるもの
 - (3)土地
 - (4)保険に付した建物等(「建物等」とは次に掲げるものをいう)
 - (ア)建物
 - (イ)立木
 - (ウ)登記される船舶
 - (エ)登録を受けた航空機
 - (オ)登録を受けた自動車
 - (カ)登記を受けた建設機械
 - (5)鉄道財団等の財団
 - (6) 四街道市長が確実と認める保証人の保証

◎ 徴収の猶予を申請する場合は、次の書類を提出してください。

猶予を受けようとする金額					
100万円以下の場合(※1)	100万円を超える場合(※1)				
・徴収の猶予申請書	・徴収の猶予申請書				
・災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※2)	・災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する 場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※2)				
・財産収支状況書	・財産目録				
	・収支の明細書				
	・担保関係書類(※3)				

- ※1 未確定の延滞金は含みません。
- ※2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。
 - ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、仮決算書など

また、災害、病気等により納付困難となった場合の徴収の猶予を申請するに際して、これらの添付書類の提出が困難な事情があるときは、申請先の担当課までお問合せください。

※3 担保を提供する必要がある場合は、担保提供書や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合) などを提出する必要がありますので、詳細は申請先の担当課までお問合せください。 なお、担保を提供する必要がない場合には提出不要です。